

○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十六年十月十四日

条例第五十八号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 幼保連携型認定こども園は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、園児が心身ともに健やかに育成されることを目指すものでなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第三条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に園児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。
 - 二 非常災害に備えるため、前号の計画及び体制の内容を職員に周知させるとともに、定期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行うこと。
 - 三 前号の避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行うこと。
- 2 幼保連携型認定こども園は、非常災害時の園児の安全及び園児に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、他の学校、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(乳児室又はほふく室の面積)

第四条 幼保連携型認定こども園の乳児室又はほふく室の面積は、満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上とする。

(その他の基準)

第五条 前三条に定めるものを除くほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。
(みなし幼保連携型認定こども園の乳児室又はほふく室の面積に係る経過措置)
- 2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第二条第一項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年愛知県条例第六十八号）附則第五項に規定する認定こども園であったものに限る。）に係る第四条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、同条中「面積は、」とあるのは、「面積は、乳児室の面積にあっては満二歳未満の園児一人につき一・六五平方メートル以上とし、ほふく室の面積にあっては」とする。

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

- 3 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年愛知県条例第六十号）の一部を次のように

改正する。
(次のよう略)